

No	項目	質問	回答
1	算定方法 (通所)	月途中で利用開始した場合は、日割で請求するのか。	2024.4.11更新No. 3に記載しておりますが、原則は回数で算定します。 月途中で利用開始した場合、要支援1の場合は4回まで、要支援2の場合は8回まではその利用回数分を請求してください。 (回数請求の場合は日割は行いません) ただし、利用回数が要支援1で5回以上、要支援2で9回以上となった場合は、月額報酬の算定になりますので、日割計算が適応されます。
2	加算 (通所)	運動器機能向上加算は基本報酬に包括化され、機能訓練、運動機能向上計画書、体力測定はどうするのか	運動機能向上加算が基本報酬に包括化されましたが、機能訓練をやらなくて良いというわけではありません。 要支援者の自立及び機能の維持のために、通所サービスを利用しているものと考えています。 計画書について、利用者との目標や実施内容が明確かつ共有できれば、通所サービス計画書に盛り込む、簡略化等可能です。 体力測定や評価については、利用者の状態に合わせ、期間を設定してください。ケアプランと連動し、最長でも年1回は必ず評価を行ってください。